

## ○知事が保有する個人情報の保護等に関する規則

令和5年3月24日規則第12号

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

### 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）の規定に基づき、知事が保有する個人情報及び死者に関する情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

#### (個人情報ファイル登録簿の作成及び公表)

第3条 知事は、条例第3条第1項に規定する個人情報ファイル（次項に規定するもの及び同条第2項の規定に基づき個人情報ファイル登録簿に掲載しないものを除く。第3項から第7項までにおいて同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル登録簿を作成しなければならない。

2 条例第3条第1項に規定する個人情報ファイルであって、次の各号のいずれかに該当するものについては、個人情報ファイル登録簿を作成することを要しない。

（1） 法第74条第2項第2号（租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査に係るものを除く。）、第3号、第6号、第10号及び第11号に掲げる個人情報ファイル

（2） 条例第3条第1項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

3 個人情報ファイル登録簿は、知事が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

4 知事は、個人情報ファイル登録簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル登録簿を修正しなければならない。

5 知事は、個人情報ファイル登録簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

6 条例第3条第1項の規定の適用を受ける個人情報ファイルが法第75条第1項の規定の適用を受けるに至ったときは、当該個人情報ファイルに係る個人情報ファイル登録簿は、個人情報ファイル簿として作成されたものとみなす。

7 法第75条第1項の規定の適用を受ける個人情報ファイルが条例第3条第1項の規定の適用を受けるに至ったときは、当該個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル登録簿として作成されたものとみなす。

8 前2項の場合において、知事は、当該個人情報ファイル簿又は個人情報ファイル登録簿について、遅滞なく、別に定める項目の追加、消除又は変更の措置を講じなければならない。

9 知事は、個人情報ファイル登録簿を作成したときは、遅滞なく、これをその事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。

#### (電磁的記録の開示の実施の方法)

第4条 法第87条第1項（条例第11条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の行政機関等が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第76条に規定する行政情報センター、行政情報サブセンター及び行政情報サブセンター地域窓口並びに行政情報コーナー内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、知事が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付

(送付に要する費用の納付)

第5条 行政文書の写し等を送付する方法により保有個人情報又は死者に関する情報の開示を受ける者は、条例第6条第3項（条例第11条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により手数料を納付する際に、当該行政文書の写し等の送付に要する郵便料金等に相当する額を併せて納付しなければならない。

(実施状況の公表の方法)

第6条 条例第13条の規定による実施状況の概要の公表は、岩手県報に登載して行うものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成13年岩手県規則第105号）は、廃止する。